

第3次竹田市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



令和元年 10 月

竹 田 市

竹田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 目次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 基本的事項	2
(1) 目的	2
(2) 対象とする範囲	2
(3) 対象とする温室効果ガス	2
(4) 計画期間	2
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	2
第3章 温室効果ガスの排出状況	3
(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量	3
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	4
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	5
(1) 目標設定の考え方	5
(2) 温室効果ガスの削減目標	5
第5章 目標達成に向けた取組	5
(1) 取組の基本方針	5
(2) 具体的な基本方針	5
第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表	6
(1) 推進体制	6
(2) 点検・評価・見直し体制	7
(3) 進捗状況の公表	8

<参考資料>

第1章 計画策定の背景と意義

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

竹田市においては平成20年に竹田市地球温暖化対策実行計画を策定し環境関連の取り組みを進めてきました。

第2次実行計画から5年が経過し、これまでの取り組みは前進しているものの、自然環境の保全、ごみの減量化、リサイクル等さらに取り組みを進めていく必要があります。竹田市を取り巻く環境の変化に対応しながら、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律(抄)

第21条 都道府県及び市町村は、基本方針に則して、当該都道府県及び市町村の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画(以下この条において「実行計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第2章 基本的事項

(1) 目的

竹田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「竹田市事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、竹田市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

竹田市事務事業編の対象範囲は、竹田市の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

竹田市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)とします。

(4) 計画期間

2019年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2023年度に、計画の見直しを行います。

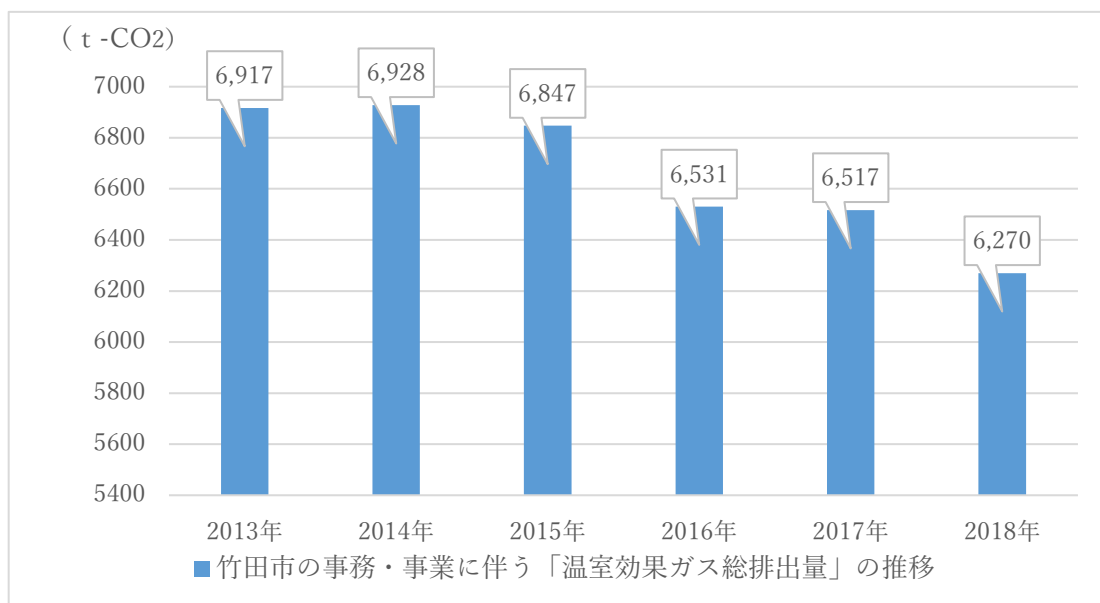
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

竹田市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び竹田市総合計画に即して策定します。

第3章 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

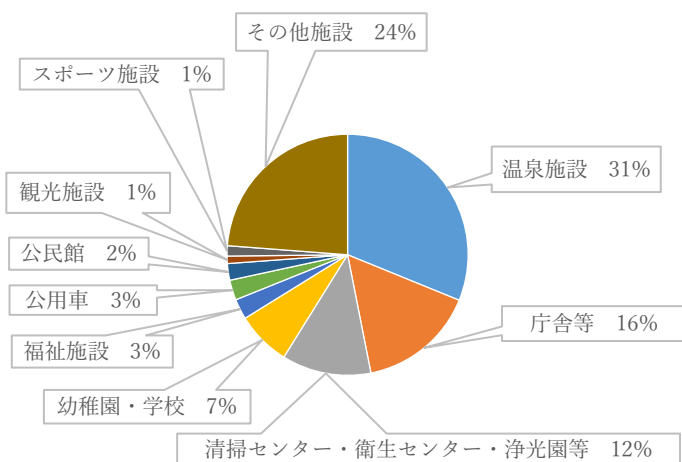
竹田市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、6,917t-CO₂、2017年度においては、6,517t-CO₂(5.7%減)となっています。



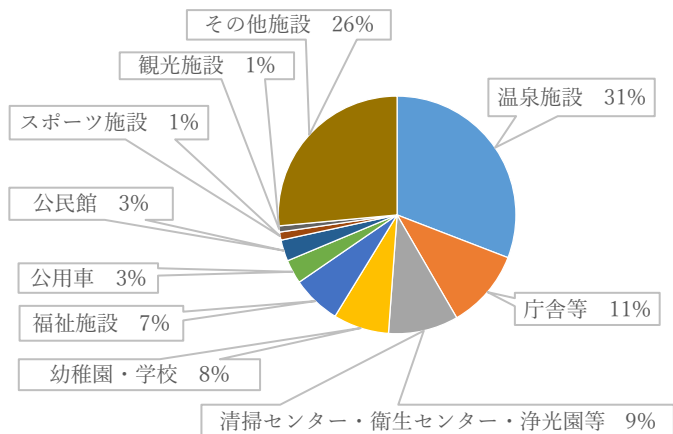
施設別では、2013年度においては、温泉施設が全体の31%を占め、次いで庁舎等16%、清掃センター・衛生センター・浄光園等12%、その他施設24%、幼稚園・学校7%等となっていた割合が、2017年度においては、温泉施設が全体の31%を占め、次いで庁舎11%、清掃センター・衛生センター・浄光園等9%、幼稚園・学校8%、福祉施設7%等となっています。

市役所庁舎等においては、休み時間の消灯、節電、照明施設のLED化などに取組みCO₂排出割合が約5%削減されています。

施設別のCO₂排出割合（2013年度）

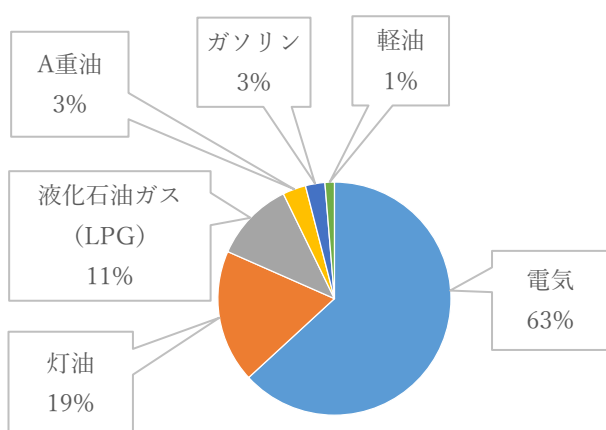


施設別のCO₂排出割合（2017年度）

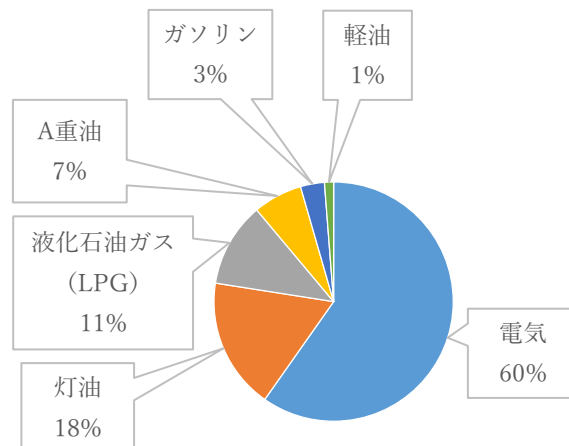


また、エネルギー種別では、2013年度においては、電気が63%を占め。次いで灯油19%、液化石油ガス(LPG)11%、A重油3%、ガソリン3%、軽油1%となっていた割合が、2017年度においては、電気が60%を占め、次いで灯油18%、液化石油ガス(LPG)11%、A重油7%、ガソリン3%、軽油1%となっています。

エネルギー種別のCO2排出割合
(2013年度)



エネルギー種別のCO2排出割合
(2017年度)



(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

竹田市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減として下記に示すものが挙げられます。

① 増加原因

- ・記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加
- ・温泉施設入場者増加に伴うエネルギー消費量の増加

② 減少原因

- ・電力の排出原単位の改善に伴う電気由来のCO₂排出量の減少によりエネルギー起源のCO₂排出量が減少

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

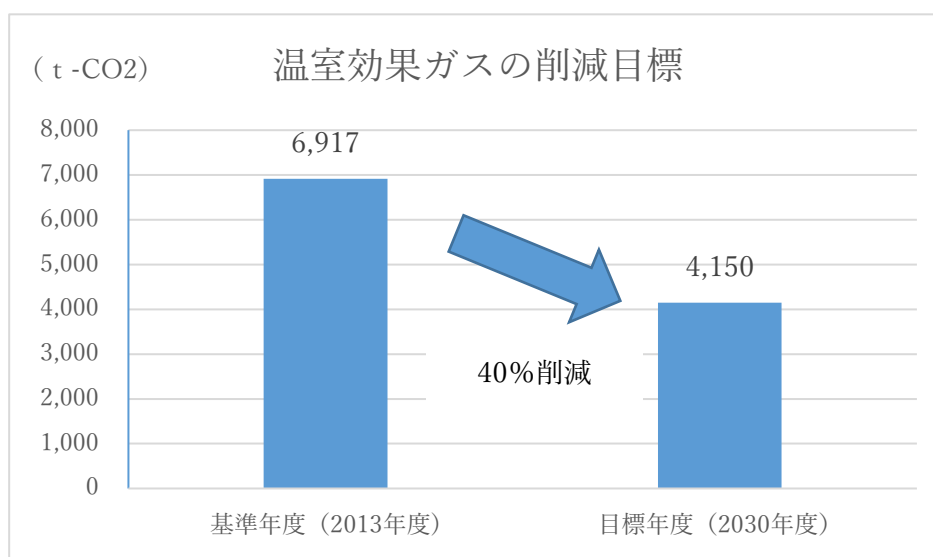
(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、竹田市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030年度)に、基準年度(2013年度)比で40%削減することを目標とします。

項目	基準年度(2013年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガスの排出量	6,917t-CO ₂	4,150t-CO ₂
削減率	-	40%



第5章 目標達成に向けた取り組み

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・液化石油ガス(LPG)などの燃料使用の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備等を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、

エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に、「竹田市グリーン購入指針」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

※計画実行のための具体的取組は、参考資料1を参照

第6章 進捗管理体制を進捗状況の公表

(1) 推進体制

竹田市事務事業編を推進するために、市長を委員長とする「竹田市地球温暖化対策庁内委員会」を定めます。また、各課及び各支所に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 竹田市地球温暖化対策庁内委員会

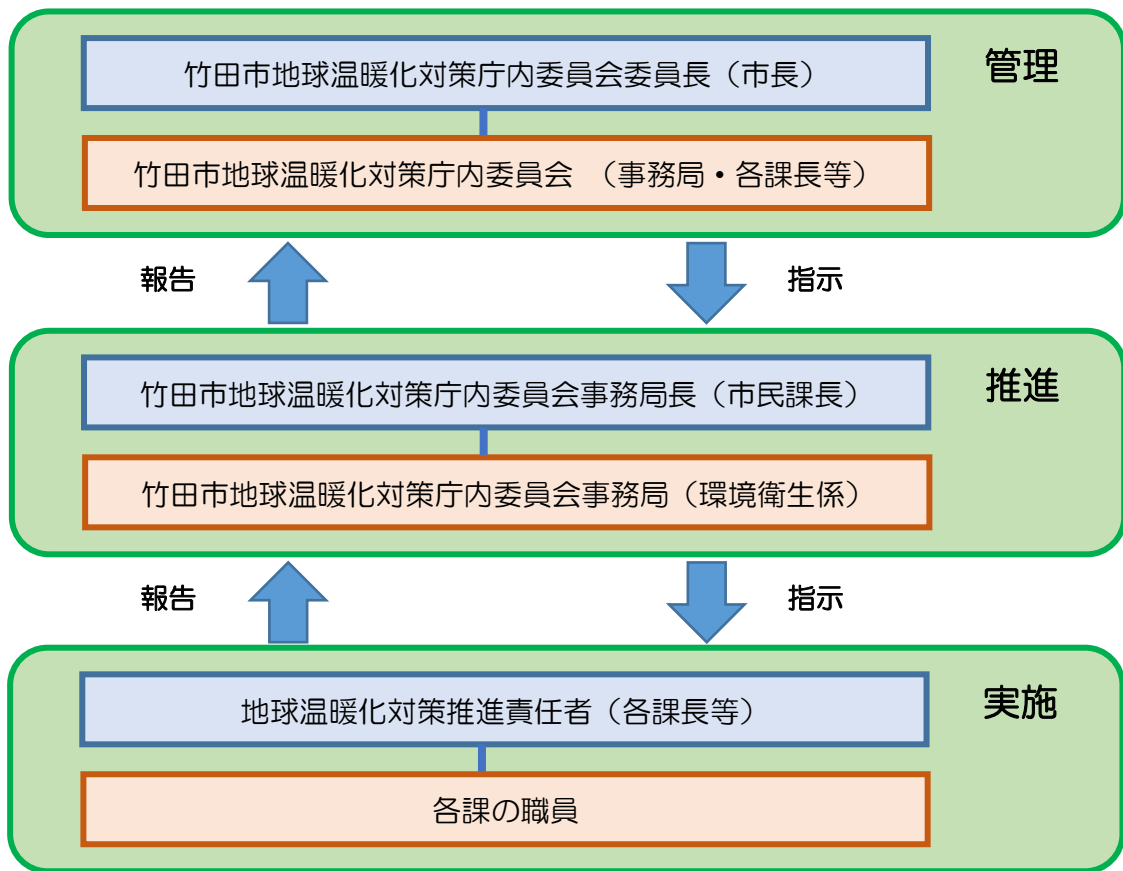
市長を委員長、副市長を副委員長とし、理事、各課及び各支所の地球温暖化対策推進責任者(各課長等)で構成します。竹田市事務事業の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改正・見直しに関する協議・決定を行います。

② 竹田市地球温暖化対策庁内委員会事務局

市民課長を事務局長とし、市民課環境衛生係職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各支所の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各支所の長を責任者とし、各課及び各支所において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



竹田市事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

竹田市事務事業編は Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、竹田市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

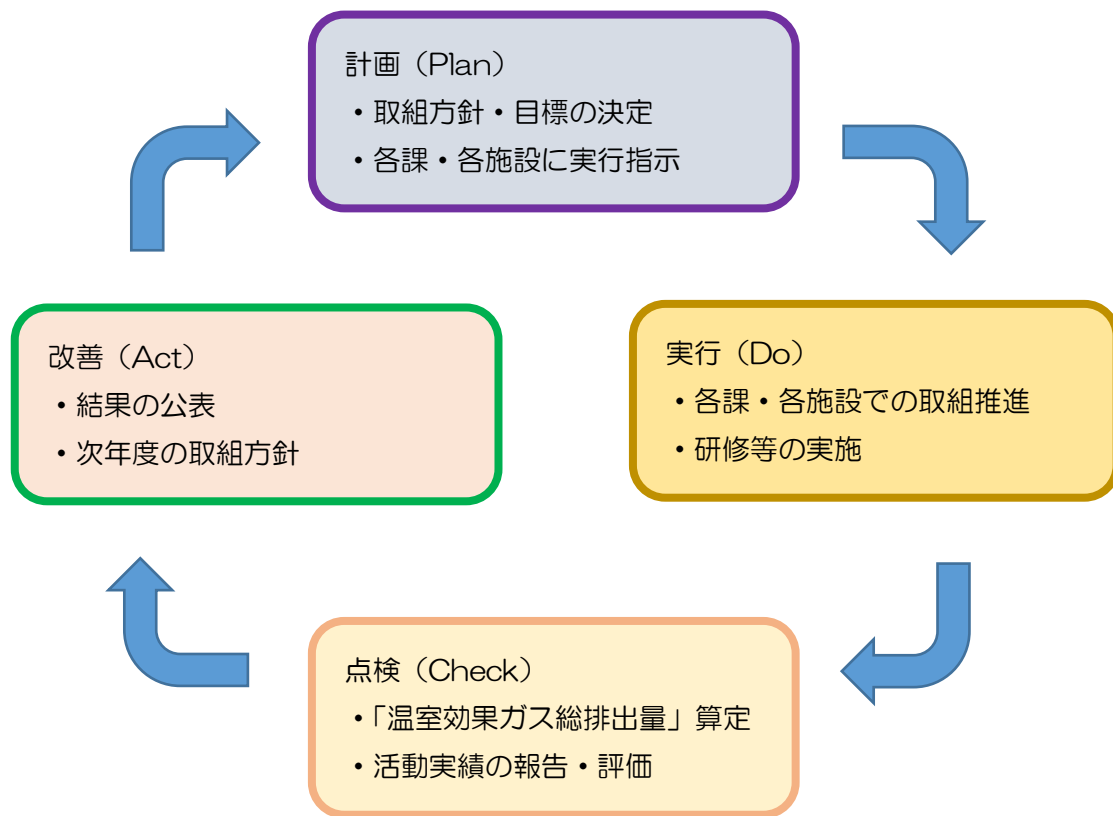
① 毎年のPDCA

竹田市事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。

事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期(2022年度)に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2023年度に竹田市事務事業編の改定を行います。



毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

竹田市事務事業編の進捗状況は、竹田市の公式ホームページや市報等で毎年公表します。

参考資料1

計画実行のための具体的取組

項 目	職員の行動・意識による対策	施設管理、設備導入等の対策
電気、庁舎 冷暖房等	<p>(電灯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業前の部分点灯の徹底 ・昼休みの全部消灯の徹底 ・超過勤務時の部分消灯の徹底 ・定時退庁日の取組の徹底 ・廊下等の不要な照明の節電の徹底 <p>(OA機器)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの省エネモード(電源オプション)を活用した、不使用時のディスプレイOFF、休止状態の設定の徹底 ・省エネタップ利用による待機電力遮断の徹底 <p>(空調等その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房装置、パッケージエアコンの運転管理の徹底(冷房28℃、暖房19℃) ・ブラインド等の活用による空調の効率化 ・自動ドアの中間期(冷暖房をしていない時期)の解放の徹底 ・移動時の階段利用の推進 ・電気製品の適正な設置と必要最低限の使用(冷蔵庫、テレビ、電気ポット等) ・温水器、ガス器具の温度調節、管理の徹底 	<p>(電灯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電灯インバータ化の拡大 ・LED電球等の省エネ型照明の拡大 <p>(OA機器)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合機。コピー専用機、プリンターの適正配備 <p>(空調等その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の設置 ・敷地内緑化、緑のカーテンの設置 ・省エネルギー型施設の導入 ・省エネルギー型機器への転換(テレビ、冷蔵庫等)
ガソリン	<p>(エコドライブの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップの徹底 ・急発進、急加速、空ふかしの禁止の徹底 ・不要な荷物を積載しないことの徹底 ・タイヤ空気圧の調整の徹底 ・燃費記録による管理 <p>(移動における公共交通機関等の活用)</p>	<p>(公用車)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池車、電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車等のクリーンエネルギー自動車への転換 ・公用車への燃費計の設置

	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の積極的な利用 ・短距離移動の場合の徒歩等の推進 	
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ミスコピーの削減 ・両面コピー、2in1コピーの徹底 ・内部検討資料等での裏紙利用 ・会議資料の簡素化(ペーパーレス会議の推進) ・不必要なFAX送信状の省略 ・FAX受信の両面印刷 ・行政文書管理システムの利用によるペーパーレス化 ・モノクロコピーの原則化(不必要なカラーコピーの削減) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクタ活用による紙の使用を最小限に抑える会議の開催 ・タブレット型端末等の普及及び活用による会議の開催、協議の実施 ・コピー用紙の裏面使用箱の設置
水の使用量	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面所、給湯室等での節水の徹底 ・水漏れ点検の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・センサー式自動水栓設置の推進
ゴミの排出量	<p>(ごみの削減(リデュース))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙等の廃棄削減 ・割り箸の不使用(マイ箸の持参) ・水筒の持参(マイカップ、マイボトル) <p>(再利用(リユース))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部検討資料等での裏紙利用 ・使用済封筒の再利用 ・ファイル、図面袋等の再使用 ・事務用品等の修理による長期使用 <p>(再生利用(リサイクル))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙ごみ、雑誌等可燃ごみの分別の徹底 ・缶、瓶、ペットボトル等の分別の徹底 ・詰め替え可能製品(リターナブル製品)の活用 	<p>(ごみの削減(リデュース))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイカップ式自動販売機の設置推進 <p>(再利用(リユース))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙の裏紙使箱の設置 <p>(再生利用(リサイクル))</p> <ul style="list-style-type: none"> 分別回収箱の設置の徹底